

第3章 基本計画

基本目標Ⅰ 男女が互いに認め合い、尊重しあえるまちづくり

■主要課題1 男女共同参画への啓発・教育の推進（重点課題Ⅰ）

性別による固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画に関する正しい理解を広めます

【現状】

市民意識調査によると、男女の地位の平等感について、学校教育の場では 58.5%、地域活動の場では 44.1%の市民が平等と感じていますが、それ以外の分野では不平等感がやや強くなっています（家庭生活 39.1%、職場 19.7%、政治 15.7%、社会通念 16.0%）。

一方で、性別を理由とした固定的な役割分担に同感しない市民の割合は年々上昇しています（H24：70.4%⇒H25：75.2%）。

【課題】

男女共同参画意識の醸成に係る市事業への参加者は伸び悩んでおり、一層の意識啓発活動が課題です。

【成果指標】

	指 標 名	担 当 課	基準値 (H25)	目標値 (H29)
A	男女共同参画推進事業への参加者数	市民協働推進課	1,350 人	1,500 人
B	男女共同参画についてのHP閲覧回数	市民協働推進課	726 回	800 回
C	性別を理由とした固定的な役割分担に同感しない市民の割合	市民協働推進課	75.2%	75.0%(※)

※成果指標Cの目標値は、第二次守谷市総合計画において定めた数値となっています

施策1 男女共同参画に関する学習機会・情報の提供

性別による固定的役割分担意識を解消できるよう様々な場面で意識啓発に取り組みます

【具体的事業】

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
1	広報紙、情報紙等による情報提供	広報もりや、情報紙「あんだんて」、市HPを活用し、男女共同参画に関する意識啓発と情報を提供する。	市民協働推進課
2	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関するフォーラム及びセミナー等を開催する。	市民協働推進課
3	男女共同参画に関する啓発図書・ビデオ等の整備	男女共同参画啓発図書・ビデオ等の充実に努める。	中央図書館

施策2 男女平等を推進する教育・学習の充実

未来を担う子どもたちに、男女共同参画に関する正しい理解を広めます

【具体的事業】

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
4	教育活動を通じた男女平等教育の実施	全教育活動を通して「男女仲よく協力し合い、助け合う」「男女は互いに異性についての理解を深め、相手の人権を尊重する」意識を育む。	指導室

5	技術・家庭科の男女共修による生活能力の充実	性別による固定的な役割分担意識を持つことがないよう、木工作業、調理実習、裁縫などの作品制作を実施し、生活能力を高める。	指導室
---	-----------------------	---	-----

■主要課題2 メディアにおける男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った情報提供・発信を行います

【現状】

メディアからの情報は、市民の意識形成に大きな影響を与えています。そのような中、市民意識調査によると、メディアにおける性・暴力表現について問題があると思う市民の割合は多くなっています（88.9%）。

【課題】

市のメディアにおいても、男女共同参画の視点に立った内容や表現での情報発信をする必要があります。

また、様々な情報を主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー^{※1}）が必要であり、特に子どもの能力の向上が必要です。

【成果指標】

	指 標 名	担 当 課	基準値 (H25)	目標値 (H29)
D	小中学校における児童・生徒・保護者を対象とする携帯電話・スマートフォン等のICT ^{※2} 使用に関する啓発事業開催数	指導室	22回	24回

施策1 広報活動・刊行物等（メディア）における表現の徹底

男女共同参画の視点に立ち、市情報の発信を行います

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
6	市広報紙、刊行物、SNS ^{※3} 等における人権を尊重した表現の配慮	広報紙、刊行物、SNS等において市情報の発信を行う際に、男女の人権を尊重した適切な表現を行えるよう配慮する。	秘書課
7	市ホームページにおける人権を尊重した表現の徹底	市HPにおいて、男女の人権に配慮した情報を発信するよう努める。	企画課
8	有害図書等の設置に対する訪問指導の実施	自動販売機の設置者、コンビニエンスストア等の訪問指導を行う。	生涯学習課

- ※用語 1 メディア・リテラシー／メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスして活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力
2 ICT (Information and Communication Technology) ／情報や通信に関する技術の総称。IT (Information Technology) がコンピューター関連技術を総称するのに対し、コンピューター技術の活用に着目する場合に用いられる。
3 SNS (Social Networking Service) ／登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと

施策2 情報を活用できる能力（メディア・リテラシー）の向上促進

与えられた情報を主体的に読み解く能力向上のための支援を行います

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
9	市民参加型シティ・プロモーション※の展開	イベントの活用やもりや市民大学との連携等により、市民とともにシティ・プロモーション活動の展開に取り組み、メディア・リテラシーの向上を図る。	秘書課
10	児童・生徒に対する、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー）教育の実施	メディアとの関わりが不可欠な現代社会において、メディアを通じてコミュニケーションを図る能力を身に付ける。	指導室

■主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶（重点課題Ⅱ）

男女間におけるあらゆる暴力を予防し、根絶します

【現状】

市民意識調査によると、配偶者などから身体的暴力を受けたことがある市民は6.2%、精神的暴力を受けたことのある市民は19.5%で、経済的・性的暴力を合わせると、33.1%の市民が配偶者などから何らかの暴力行為を受けたことがあるという結果となっています（H15年度調査時は28.5%）。

また、市民から寄せられるDVに関する相談内容も、複雑化・深刻化しています。

【課題】

個人の問題として潜在化しやすいDVは、重大な人権侵害であることを周知し、社会認識の徹底を図るとともに、被害者支援などの取組みを市全体で総合的に推進していく必要があります。

【成果指標】

	指標名	担当課	基準値（H25）	目標値（H29）
E	DVが人権侵害だと理解している市民の割合	市民協働推進課	—	100.0%

施策1 DV防止対策の推進

DVに関する情報提供や啓発活動を行います

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
11	DV防止に関する啓発活動の実施	配偶者等に対する暴力が犯罪であることの社会的認識を徹底する。	市民協働推進課
12	DV相談窓口の周知	DV相談に関する窓口を記載したチラシ等を活用し、相談窓口の周知に努める。	市民協働推進課

※用語 シティ・プロモーション／地域の魅力を磨きあげ、様々な地域資源を内外に向けてアピールすることなどで、自らのまちの知名度や好感度を上げ、地域そのものを国内外に売り込むこと

施策2 DV相談体制の整備

DV被害者の早期発見、早期対応に努めます

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
13	庁内関係部署との連携体制の強化	DV対応がスムーズにいくよう、関係する部署との連携体制を強化し、早期発見、早期対応につなげる。	市民協働推進課
14	DV被害者に接する職員の研修への参加	県等が主催するDV関連研修へ積極的に参加し、職員の意識向上を図る。	市民協働推進課

施策3 DV被害者保護、支援の推進

被害者の安全確保とその後の自立支援を切れ目なく行います

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
15	緊急保護を求めるDV被害者への支援	被害の拡大を防ぐため、各種関連機関と連携を取り、被害者支援に努める。	市民協働推進課

■主要課題4 ライフステージに応じた女性の健康支援

男女の身体的性差についての理解を広め、女性のライフステージに応じた健康づくりを支援します

【現状】

市では、心身ともに健康だと感じている市民の割合は7割、乳幼児健診受診率も9割以上を維持しています。一方、出産年齢は高齢化傾向にあり、妊娠中から医療機関と連携して心と身体の健康管理を必要とする母親が増加しているほか、子育て中の母親からの相談も増加しています。

また、中高年齢期における女性の健康づくりにおいては、健康づくりのための講座や各種健診を実施していますが、がん検診の受診率が低い傾向にあります。

【課題】

引き続き、男性と異なる健康管理が必要となる女性の健康を守るために、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）※」が重要な概念であることを踏まえ、ライフステージに応じた健康施策を進める必要があります。

特に、妊娠から出産・育児期においては医療機関や小中学校、児童福祉課等と、思春期においては小中学校等の関係機関との連携により、途切れることなく母親の育児不安解消に向けた支援を行うことが必要です。

※用語 性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）／1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、思春期や更年期における健康上の問題等が幅広く議論されている。

【成果指標】

	指 標 名	担 当 課	基準値 (H25)	目標値 (H29)
F	生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問実施率	保健センター	87.3%	100.0%
G	子宮がん・乳がん検診受診率	保健センター	10.0%	50.0%

施策1 母性の保護と母子保健の充実

妊娠、出産、育児期まで、母性保護に向けた支援を切れ目なく行うとともに、若い世代に向け、男女の身体的性差及びそれを踏まえた健康管理についての知識を普及します

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
16	母性健康管理に関する情報の提供	妊産婦が安心して働ける職場づくりを促進するため、母性健康管理に関する情報を提供する。	保健センター
17	母子の健康に関する広報の実施	女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごし、母子の健康が確保されるよう周知する。	保健センター
18	母子保健サービスの充実	妊婦及び幼児を持つ家族が育児に関して正しく判断し、実践かつ自立でき、健康的な育児環境を保持できるようにするため、乳幼児健康診査、新生児訪問、乳幼児訪問指導、育児相談、予防接種などを実施する。	保健センター
19	子育ての悩み・不安に対する相談体制の充実	個別相談や育児健康相談会、各種教室などを通して、保健師、栄養士、臨床心理士及び心理判定員、精神保健福祉士などが、母親の子育て中の悩みや不安の軽減を図る。	保健センター
20	不妊治療に対する助成や相談対応の実施	未婚化や晩婚化に伴い「高齢出産」や「不妊治療」を受ける女性が増え、経済的負担の軽減のため、特定不妊治療費の一部を助成する。また、専門的な相談窓口として茨城県不妊専門相談センターの情報を提供する。	保健センター
21	中学校での生活習慣病予防講演会の実施	若い世代に生活習慣病についての正しい知識を持ってもらうため、市内中学校で、子宮頸がん等の予防に関する講演会を実施する。	保健センター
22	小中学校での性教育教室の実施	児童生徒に互いの身体的性差についての正しい知識を持ってもらうため、命の大切さや性教育、性感染症などをテーマとした出前教室を実施する。	保健センター
23	発達段階に応じた適切な性教育、保健安全教育の充実	児童生徒が心身の健康についての正しい知識を習得し、互いの身体的性差についての理解を一層深めるようにするため、体育科及び保健体育授業内容の充実、学校行事として性教育講演会の実施などに取り組む。	指導室

施策2 中高年齢期における女性の健康の保持・増進

中高年齢期における女性の健康の管理、改善のために、特に子宮がん及び乳がん検診の受診を促します

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
24	子宮がん及び乳がん検診事業	り患数・死亡数が多く、女性特有の子宮がん及び乳がんについて、予防策として検診の周知を強化し、女性の受診を促す。	保健センター

■主要課題5 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進

男女共同参画に係る国際的な規範や基準を周知し、それを踏まえた施策を推進します

【現状】

国の男女共同参画の推進に向けた取組みは、国際婦人年（昭和50年）以降に国連が中心となって進めてきた女性の地位向上に向けた取組みと連動する形で行われています。

県、市においても、国の動向を踏まえ、各種施策を推進してきました。

【課題】

国際的な動向を踏まえて施策を実施することと、国際社会における男女共同参画の推進に関する取組みや現状について市民に知ってもらうことが必要です。

【成果指標】

	指標名	担当課	基準値 (H25)	目標値 (H29)
H	男女共同参画に関する国際的情報の提供回数	市民協働推進課	0回	3回
I	女子差別撤廃条約 ^{※1} を知っている市民の割合	市民協働推進課	—	50.0%

施策1 男女共同参画に関する国際的動向の理解促進

男女共同参画に関する国際的な動向についての理解を広めます

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
25	国際的な男女共同参画活動に関する情報収集と提供	男女共同参画に関する諸外国の現状や国連などを中心とした国際的な活動について、インターネット等を活用して情報を収集し、市民に提供する。	市民協働推進課
26	「ハーモニーフライトいばらき ^{※2} 」への参加促進	地域で活躍できる女性リーダーの育成を目的に、県主催ハーモニーフライト事業への参加を促進する。	市民協働推進課

※用語 1 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約）／1979年12月、第34回国連総会において日本を含む130か国の賛成によって採択、1981年9月に発効（2012年6月現在の批准国は187か国。日本は1980年7月に署名、1985年6月に批准）。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的とし、「女子に対する差別」を定義するとともに、締約国に対し、政治的・公的・経済的・社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求める。

2 ハーモニーフライトいばらき／新しい茨城づくりのために国際的視野と指導力を持って政策・方針決定過程に参画し、地域における活動の核となる女性リーダーを育成するために茨城県が主催する研修事業

基本目標Ⅱ 男女があらゆる分野で輝けるまちづくり

■主要課題1 家庭生活における男女共同参画の促進

家族が協力して家事を行うことの必要性和責任の重要性について理解を広めます

【現状】

市民意識調査によると、性別による固定的な役割分担意識に同感する割合は、女性(28.3%)より男性(34.3%)が高いほか、「女性は仕事を持っても家事や育児等をきちんとすべきである」という考えに同感する割合も、女性(35.4%)より男性(42.3%)の方が高いという結果になっています。

また、「男女ともに仕事と家庭生活等を両立するために必要なこと」という問いに対しては、「家事等の分担について夫婦や家族間で話し合い協力すること」という回答が最多(554人)となっています。

【課題】

男性の固定的な役割分担意識からの脱却や、男性の家事・育児などへの参画促進について、男性の理解をより一層深めていく必要があります。

【成果指標】

	指 標 名	担 当 課	基準値(H25)	目標値(H29)
J	家庭生活に関する教室・講座等への男性参加者の割合	保健センター 生涯学習課 介護福祉課 児童福祉課	26.9%	30.4%
C	性別を理由とした固定的な役割分担に同感しない市民の割合(再掲)	市民協働推進課	75.2%	75.0%

※成果指標Cの目標値は、第二次守谷市総合計画において定めた数値となっています

施策1 男性の家庭参画に関する相談、学習機会等の提供

男性にとっての男女共同参画の意義と責任の理解を促進します

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
27	両親学級の実施	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考える機会を提供する。	保健センター
28	家庭教育講座の実施	幼稚園・保育所(園)から中学校まで連携した子育て支援や家庭教育に関する学習会を実施する。	生涯学習課
29	お父さんが参加できる場の提供	父と子のふれあいや男性の家庭への参画を促進するための機会を提供する。	児童福祉課
30	介護に関する講座の実施	介護の基礎知識と介護制度について理解を深めるための講座を実施する。	介護福祉課

■主要課題2 地域活動における男女共同参画の促進

性別を問わず地域活動に参加し、役割を担う意識を広めます

【現状】

市民意識調査によると、「地域活動をしているか」という問いに対して59.5%の市民がしていないと回答しており、男性（59.1%）、女性（59.8%）による違いはほぼありません。

また、「地域活動のための時間が十分取れているか」という問いに対しては、男女ともに「取れていない」との回答が最多（男性37.1%、女性34.9%）となっています。

【課題】

地域の課題解決に向けた取組みに多様な視点を導入するため、地域における一層の男女共同参画の推進が必要です。

また、東日本大震災の経験を通して、災害対応や復興に、女性の一層の参画が必要であることが、課題として浮上しています。

【成果指標】

	指 標 名	担 当 課	基準値 (H25)	目標値 (H29)
K	自治会活動等の地域活動に参加している女性の割合	市民協働推進課	54.9%	55.0%
L	女性消防分団の活動回数	交通防災課	17回	13回 (※)

※成果指標Lの目標値は、通常の活動実績（年10回前後）を踏まえて設定しています（基準年度は、全国大会開催等により活動回数が特例的に多かったため）。

施策1 市民活動における男女共同参画の促進

市民活動の中で男女共同参画の視点を持って取り組めるよう働きかけます

【具体的事業】

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
31	地域における女性リーダーの育成	地域における女性リーダー育成に関する各種研修を周知する。	市民協働推進課
32	市民活動等への参加促進	市民活動支援センター登録団体等の活動を紹介するなど、市民活動のPRに努める。	市民協働推進課
33	交通安全対策活動への女性参画の促進	交通指導隊による市内交通安全対策活動への女性の参画を促進する。	交通防災課

施策2 男女共同参画の視点に立った防災体制づくり

発災時に男女が協力できる体制の構築と、女性の視点を取り入れた災害対策を進めます

【具体的事業】

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
34	防災会議の運営	会議構成員に女性委員が入ることで、女性の視点を取り入れた地域防災計画の策定・見直しを行っている。	交通防災課
35	自主防災組織等による防災活動への女性参画の促進	地域における自主防災組織等による防災活動への女性の参画を促進する。	交通防災課

■主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 (重点課題Ⅲ)

あらゆる分野で男女が多様な視点から対等な立場で参画できるよう、特に政策決定や方針決定の場への女性の参画を促進します

【現状】

市においては、審議会等に占める女性委員の割合（H22：33.1%⇒H25：32.2%）は横ばい傾向にあり、女性管理職の割合（H22：15.4%⇒H25：17.3%）は微増となっています。

一方で、国の第3次男女共同参画基本計画では、ポジティブ・アクションの推進が掲げられ、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略※」では、女性の活躍のために公務員における女性の採用・登用の拡大等の施策を総合的に展開していくこととしています。

【課題】

審議会等への女性委員の登用等、意欲ある女性の活躍の場の確保に配慮していく必要があります。

【成果指標】

	指 標 名	担 当 課	基準値 (H25)	目標値 (H29)
M	審議会等における女性委員の割合	総務課	32.2%	34.0%
N	管理職につく市女性職員の割合	総務課	17.3%	30.0%
O	女性委員ゼロの審議会等の割合	総務課	18.0%	14.0%

施策1 審議会等への女性の積極的登用

女性の登用の必要性や効果について周知し、審議会委員等へ積極的に登用します

【具体的事業】

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
36	審議会等への女性委員の積極的登用	市の政策・方針決定の場への女性の参画を拡大するため、すべての審議会等の女性委員構成割合 30%以上を目標とし、女性を積極的に登用するとともに、女性委員のいない審議会の解消を図る。	総務課
37	市女性職員の職域の拡大	職域にこだわることなく、幅広い分野に女性職員を配置する。	総務課
38	男女均等な職員研修の実施	男女均等に研修への参加を進め、男女ともに自己啓発を積極的に推進する。	総務課
39	女性の人材発掘と情報提供	役職の重複を避け、幅広い分野からの女性の登用を図るため、女性の人材の発掘と情報収集をし、提供する。	市民協働推進課

※用語 日本再興戦略／日本経済の再生に向け、民間投資を喚起する新たな成長戦略として平成25年6月14日に閣議決定された経済再生計画。「日本産業再興プラン」、「戦略市場創造プラン」及び「国際展開戦略」の3つのアクションプランからなり、経済活性化のために「女性の活躍」を中核に位置付け、①女性の活躍促進等に取り組む企業に対するインセンティブ付与等 ②女性のライフステージに対応した活躍支援 ③男女がともに仕事と子育て等を両立できる環境の整備 ④「隼より始めよ」の観点から公務員における女性の採用・登用の拡大等の施策を総合的に展開することとしている。

基本目標Ⅲ 男女が元気でいきいきと働けるまちづくり

■主要課題1 働く場における男女平等の実現

労働者が性別により差別されることのない職場環境づくりを促進します

【現状】

市民意識調査によると、職場における男女の地位の平等感については 19.7%が平等と感じていますが、県（H21：21.0%）や国（H24：28.5%）よりも低い数値となっています。

また、事業者調査によると、女性の役員がいる事業者の割合は 42.7%となっており、県（H21：47.1%）と比較すると低い数値となっています。

国の第3次男女共同参画基本計画ではポジティブ・アクションの推進が掲げられているほか、「日本再興戦略」では、女性の活躍促進等に取り組む企業等に対するインセンティブ付与[※]や、男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境整備等を推進していくこととされており、市としても、企業に向けて、女性の採用・登用の拡大促進についての取組みを推進していく必要があります。

【課題】

事業者におけるポジティブ・アクションの促進や、意欲ある女性の活躍できる環境づくりのために一層の情報提供や周知が必要です。

【成果指標】

	指 標 名	担 当 課	基準値 (H25)	目標値 (H29)
P	「職場における男女の地位の平等感」について平等と感じる市民の割合	市民協働推進課	—	25.0%

施策1 雇用の場における働きやすい環境の整備

職場における男女格差や職場内慣行是正のための制度や法令等についての情報を提供し、事業所の男女共同参画に対する理解と実践を促します

【具体的事業】

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
40	事業所等に対するセクシュアル・ハラスメント [※] 及びパワー・ハラスメント [※] 防止の普及啓発	市内事業所等に対して、セクシュアル・ハラスメント防止及びパワー・ハラスメント防止に関する情報提供を行う。	経済課 市民協働推進課
41	事業所・団体への職場内慣行見直しのための情報提供・意識啓発	事業所等における職場内慣行や性別による固定的な役割分担意識見直しのための啓発活動を行う。	経済課 市民協働推進課

※用語

- 1 インセンティブ／金銭的報償、社会的評価、自己実現の場の提供等、人や組織のモチベーションを誘引するもの
- 2 セクシュアル・ハラスメント／継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動
- 3 パワー・ハラスメント／職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること

施策2 自営業における働きやすい環境の整備

家族従業者として働く女性の役割についての意識啓発や、経営への参画を推進します

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
42	自営業における男女の経営参画の啓発	家族経営を基本とする自営業において男女が対等に経営参画するための意識啓発を行う。	経済課
43	農業経営に関する方針決定への女性の参画の働きかけ	農業経営において女性の参画が積極的に行われるよう働きかける。	経済課

■主要課題2 生涯にわたる雇用・就業の支援

年代やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるよう、必要な情報提供や相談体制の充実に努めます

【現状】

市民意識調査によると、仕事を辞めた経験は男性（45.3%）より女性（81.6%）の方が多く、その理由は結婚、妊娠・出産、健康・体力の順となっています。

また、市の年少人口割合（H25：16.1%⇒H33：14.4%）や生産年齢人口割合（H25：66.5%⇒H33：63.0%）、老年人口割合（H25：17.4%⇒H33：22.6%）の推計からは、少子高齢化が今後一層進み、労働力も減少していくことが見込まれています。

【課題】

個人の価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方を選択できる環境づくりを推進し、多様な人材の就業を確保していく必要があります。

【成果指標】

	指標名	担当課	基準値（H25）	目標値（H29）
Q	ハローワーク等からの求人情報提供数	経済課	59回	65回

施策1 多様な就業形態における労働条件の整備

男女がその個性や能力を発揮して自立できるよう、多様な働き方を柔軟に選択できる環境整備についての理解を広めます

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
44	労働関係法や労働条件向上に関する情報提供と啓発	雇用の安定・労働時間短縮等の労働条件向上を目指し、国・県等の機関と連携し、事業所等に働きかけるとともに、労働関係法の周知を含め労使双方に情報の提供を行う。	経済課

施策2 就業・起業に関する支援

起業や就業を希望する女性を支援します

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
45	関係機関で開催する起業・就労に関する研修及び求人の情報提供	女性の職業能力の向上に向けて関係機関で開催する研修会、セミナー等の情報提供を行う。ハローワーク等の労働機関の求人情報など、就職に関する情報提供を行う。	経済課

■主要課題3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（重点課題Ⅳ）

男女がともに働きながら地域社会や家庭生活に参画することの大切さについての認識を広めます

【現状】

市民意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実について、理想は「仕事と家庭生活を両立したい」が最多（27.4%）で、次に「仕事と家庭生活、地域活動、個人生活すべてを両立したい」（22.2%）となっていますが、現実には「家庭生活を優先している」（27.2%）、「仕事を優先している」（26.7%）という結果になっています。

事業者調査によると、ワーク・ライフ・バランスの取組みについての設問に対し、「ワーク・ライフ・バランス自体がよく分からない」という回答が最多（33.3%）となっています。

【課題】

女性の社会進出が急速に進む中、男女ともに理想に応じた調和のとれた生活が送れるよう、仕事と育児や介護等の両立を支援するとともに、ワーク・ライフ・バランスについての理解を広める必要があります。

【成果指標】

No	指標名	担当課	基準値（H25）	目標値（H29）
R	市男性職員の育児休業取得状況	総務課	0%	10.0%
S	市職員の介護休暇取得状況	総務課	0%	3.0%
T	保育所入所待機児童数	児童福祉課	6人	0人
U	ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている市民の割合	市民協働推進課	—	50.0%

施策1 ワーク・ライフ・バランスのための子育て支援

仕事と子育ての両立にかかる負担を軽減するため、地域における子育て支援対策の充実を図ります

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
46	保育所（園）事業内容の充実	多様で質の高い保育サービスを確保し、待機児童ゼロに向け、子育て期の家庭の社会生活を支援する。	児童福祉課
47	幼稚園における預かり保育の実施	幼稚園での預かり保育を実施する。	児童福祉課

48	子育て相談・家庭児童相談の実施	電話や窓口で相談を受けたり、保育所において必要な情報や関係機関の紹介を行う。家庭における児童の健全育成を図るため、児童相談及び指導を行う。	児童福祉課
49	もりやファミリーサポートセンター事業の充実	サービスメニューの充実や会員の確保を行うとともに、研修内容の充実を図る。	児童福祉課
50	ひとり親家庭への支援及び情報提供	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当などの経済的支援を行うとともに茨城県県南県民センターとの連携を図り、各種制度の案内や情報提供を行う。	児童福祉課
51	放課後子どもプラン事業の充実	【放課後子ども教室】地域の大人と子どもとの交流を図るため、地域住民の参加・協力により子ども達が放課後安全に過ごせる居場所を提供する。 【放課後児童クラブ】保護者の就労等により、放課後に家庭が留守になる小学生を対象に、遊びや集団生活の場を提供する。	生涯学習課

施策2 ワーク・ライフ・バランスのための介護等支援

仕事と介護の両立にかかる負担を軽減するため、介護サービスや相談体制の充実を図ります

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
52	介護に関する支援体制の充実	介護についての相談に対応し、必要な情報提供を行うなど、支援体制の充実を図る。	介護福祉課
53	介護に関する講座の実施	介護の基礎知識と介護制度について理解を深めるための講座を実施する。	介護福祉課
54	地域ケアシステム*の充実	高齢者や障がいのある人が家庭や地域の中で安心して暮らせるよう、一人ひとりに福祉・保健・医療の関係者がチームを編成し、地域全体で総合的に各種サービスを提供する。	社会福祉課 介護福祉課 社会福祉協議会

施策3 ワーク・ライフ・バランスのための市民、事業者等への働きかけ

ワーク・ライフ・バランス推進のため、意識啓発に取り組みます

【具体的事業】

No	事業名	事業内容	担当課
55	育児・介護休業制度の周知と普及・啓発	育児・介護休業制度について労使双方に十分周知されるよう、国・県等の情報などを活用し、情報提供を行う。	経済課 市民協働推進課
56	市職員への育児・介護休業制度の活用と復帰に向けての研修の実施	男性も女性も不安なく育児・介護休業が取得できる環境をつくとともに、スムーズに職場復帰ができるよう必要な研修を行う。	総務課

※用語 地域ケアシステム／日常生活を送る上で支援を必要とする全ての方々に対し、地域ケアコーディネーターが中心となって、保健・医療・福祉の関係者や地域住民・ボランティア等による在宅ケアチームを編成し、本人及び家族全体の生活支援を行う茨城県独自の福祉施策